

土浦市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年3月29日付け土浦市監査委員告示第3号で公表した令和4年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市教育長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和5年4月28日

土浦市監査委員

藤田雪絵

内

土浦市監査委員

内田卓男

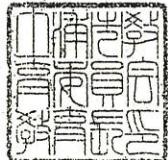




土教委発第445号
令和5年4月21日

土浦市監査委員 藤田 雪絵 殿
土浦市監査委員 内田 卓男 殿

土浦市教育委員会教育長 入野 浩美
(担当課: 大岩田小学校)



令和4年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	日本スポーツ振興センター保険に係る通帳に8,216円の不明金があったことから、その経緯を確認し、適正に処理されたい。
講じた措置の内容	当該不明金8,216円について、その経緯を確認したところ、掛金の返金漏れ(1件)及び保険給付の返金漏れ(3件)が判明したため、令和4年10月26日までに該当する各家庭へ全額を返金した。

